



第 85 期 報 告 書

平成20年4月1日～平成21年3月31日

王子製紙株式会社

(目次)

株主の皆様へ……………	1	連結株主資本等変動計算書……………	37
(第85回定時株主総会招集ご通知添付書類)		連結注記表……………	38
事業報告……………	3	貸借対照表……………	41
1 企業集団の現況に関する事項……………	3	損益計算書……………	42
2 当社の株式に関する事項……………	13	株主資本等変動計算書……………	43
3 当社の新株予約権等に関する事項……………	14	個別注記表……………	44
4 当社の役員に関する事項……………	15	連結計算書類に係る	
5 会計監査人に関する事項……………	21	会計監査人監査報告書謄本……………	47
6 業務の適正を確保するための		会計監査人監査報告書謄本……………	48
体制の整備についての取締役		監査役会監査報告書謄本……………	49
会議の内容の概要……………	22		
7 会社の支配に関する基本方針……………	24	(ご参考)	
連結貸借対照表……………	35	経営指標の推移(連結)……………	50
連結損益計算書……………	36	連結キャッシュ・フロー計算書(要約)……………	51

株主の皆様へ



株主の皆様には、ますますご清栄のこととおよこび申しあげます。平素は、格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

平成20年度は、高騰する原燃料価格によるコスト増を吸収するため、製品価格への転嫁を実施いたしましたが、当年度後半に起こった世界的な経済危機の影響で、紙パルプ産業におきましては紙・板紙需要は著しく減少し、生産調整停止を余儀なくされるなど非常に厳しい経営環境となりました。

こうしたなか、当社グループは、生産体制の再構築をはじめ、徹底した固定的費用の削減を進めるなど事業基盤強化のため諸施策を実行してまいりましたが、生産・販売数量の大幅な減少による影響や複数の紙製造設備の恒久的停止決定に伴う事業構造改善費用を特別損失に計上したことなどにより当期純損益は大幅に悪化しました。

株主の皆様への当期の期末配当につきまして、当事業年度の業績の状況と今後の事業環境等を総合的に勘案し、前期に比べ1株につき2円減の4円の普通配当と決定させていただきました。中間配当6円と合わせた年間配当金は、1株につき10円の普通配当となります。

当社グループは、「情熱、誠実、連帯」をキーワードとして「企業文化の変革」をもとに、国内事業の経営基盤の強化をはかる「内なる充実」ならびに海外市場への積極的な事業展開と海外資源戦略の強化をはかる「外への発展」を成長戦略として持続的成長可能な世界企業を目指すことを中長期経営計画の基本方針としております。

国内においては、富岡工場の新マシンが本年2月に営業運転を開始しました。この所期の効果の早期発現をはかるとともに、需要の減退に対応するため、全体の生産最適化を追求し、コ

スト競争力の強化に取り組んでおります。また、海外においては、中国江蘇省南通市における工場建設が進み、平成22年末には1台目の年産40万トン的高级紙生産設備を稼働させる予定です。この工場建設と販売網の構築に向けて各種作業に万全を期してまいります。

こうした国内での事業基盤強化とアジアを中心とした海外での事業拡大により王子製紙グループのさらなる成長を目指し、全役員、全従業員一丸となってこの難局に対処してまいります。

今後とも株主の皆様のご要望、ご期待にそえるよう努力いたす所存でありますので、格別のご理解をいただき、よろしくご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成21年6月

代表取締役社長 篠田和久

事業報告

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及びその成果

当期のわが国経済は、世界的な金融不安・信用収縮に起因する経済危機により、あらゆる需要が急速に縮小し、企業収益の悪化は日を迫るごとに深刻化する展開となりました。

紙パルプ産業におきましても、原燃料価格の乱高下に加えて、景気悪化による紙・板紙需要の大幅な減少に伴い大規模な減産を余儀なくされ、非常に厳しい経営環境が続きました。

このような状況のもと、当社グループは、適正な製品価格の実現と需要に見合った生産レベルの維持に努めるとともに、あらゆる固定的費用の削減を強力に推進してまいりました。しかしながら、原燃料価格は一時の異常な状態から脱したものの、生産・販売数量の減少が極めて大きな負担となったため、当連結会計年度の業績は、売上高は1兆2千6百71億2千9百万円と前期に比し4%の減収、営業利益は3百28億4千5百万円と前期に比し22%の減益、経常利益は2百87億5千1百万円と前期に比し24%の減益となりました。また、需要に見合った適正な生産体制を構築するため複数の紙製造設備の恒久的停止を決定し、これに伴う事業構造改善費用などを特別損失に計上したことにより、63億2千4百万円の当期純損失となりました。

各事業部門の状況は、次のとおりであります。

区 分	売 上 高		営 業 利 益	
	百万円	(前期比)	百万円	(前期比)
紙パルプ製品事業	698,364	(3%減)	15,369	(12%減)
紙加工製品事業	448,460	(3%減)	9,489	(29%減)
木材・緑化事業	37,462	(15%減)	1,051	(69%減)
その他の事業	82,841	(6%減)	6,935	(14%減)
合 計	1,267,129	(4%減)	32,845	(22%減)

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

■紙パルプ製品事業

売上高につきましては、6千9百83億6千4百万円と前期に比し3%の減収となりました。

品種別の状況は、次のとおりであります。

・一般洋紙

新聞用紙の価格は、平成20年4月に国内価格の修正を実施したことにより上昇しました。販売は、国内は広告低迷によるページ数減等により減少しました。輸出は増加しました。

印刷用紙の価格は、平成20年6月に価格修正を実施したことにより上昇しました。販売は、微塗工紙・塗工紙・非塗工紙の全ての品種においてカタログ・雑誌などの部数・ページ数減や広告、チラシ等の減少により、大幅に減少しました。

・包装用紙

包装用紙の価格は、平成20年10月に国内価格の修正を実施したことにより上昇しました。販売は、国内向け・輸出とも景気悪化の影響により極めて低調に推移しました。

・雑種紙他

雑種紙の価格は、国内向けを中心に価格修正が浸透し上昇しました。販売は、景気悪化の影響により、国内向け・輸出とも極めて低調に推移しました。

衛生用紙の価格は、平成20年6月からの価格修正により上昇しましたが、同年12月以降は軟調に推移しました。販売は、ティッシュペーパー、トイレットロールともに減少しました。

・板紙

段ボール原紙の価格は、平成20年10月に実施した価格修正が浸透しました。販売は、景気悪化の影響により全国的に需要が減退し、大幅に減少しました。

白板紙・高級白板紙の価格は、平成20年6月に高級白板紙の価格修正を実施し、また平成20年10月に白板

紙の価格修正を実施したことにより上昇しました。販売は、国内向け・輸出とも景気悪化により低調に推移しました。

■紙加工製品事業

売上高につきましては、4千4百84億6千万円と前期に比し3%の減収となりました。

品種別の状況は、次のとおりであります。

・段ボール

段ボールの価格は、平成19年7月に打ち出した加工賃の見直しを含めた価格修正が一定の成果をあげ、また、平成20年10月からの原紙価格の上昇を受けた価格修正も浸透しました。販売は、景気悪化の影響により、シート・ケースとも大幅に減少しました。

・その他加工品

感熱記録紙の国内価格は、修正後の価格を維持しました。国内販売は、景気悪化による需要減退により減少し、輸出は円高の影響もあり大幅に減少しました。

紙おむつの価格は、子供用・大人用とも横這いで推移しました。販売は、子供用は増加し、大人用は横這いとなりました。

■木材・緑化事業

国内住宅着工件数の低迷に加え、海外子会社の製材販売に係る為替影響などにより、売上高につきましては3百74億6千2百万円と前期に比し15%の減収となり、営業利益は減益となりました。

■その他の事業

景気悪化の影響を受け各業種で需要が減少したため、売上高につきましては8百28億4千1百万円と前期に比し6%の減収となり、営業利益は減益となりました。

(2) 企業集団の資金調達の状況

当期の資金調達については、設備投資および長期借入金の返済などに充当するため、金融市場の動向を注視しながら、シンジケートローン等の長期借入金により行いました。

この結果、当期末現在の有利子負債残高（割引手形含む）合計額は9千2百98億8千2百万円となり、前期末に比し7百81億8千1百万円増加しました。

・当期の主な資金調達

区分	金額	備考
長期借入金	91,800百万円	シンジケートローン

(3) 企業集団の設備投資の状況

当期の設備投資額は1千2百32億6千4百万円で、前期に比し2百19億5千1百万円増加しました。大型プロジェクトの推進をはじめ、品質改善、省力化、生産性向上および環境に配慮したエネルギー転換のための工事を継続的に行っておりますが、主な設備投資は次のとおりです。

①当期中に完成した主要な工事

当社

富岡工場 塗工紙生産体制再構築工事
〃 新エネルギーボイラ設置工事

王子板紙株式会社

日光工場 新エネルギーボイラ設置工事

Oji Paper (Thailand) Ltd.

タイ国プラチンプリ県 コーターマシン設置工事

②当期継続中の主要な工事

江蘇王子製紙有限公司

中国江蘇省南通市 中国南通プロジェクト
(第一期)

(4) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第81期 (16.4~17.3)	第82期 (17.4~18.3)	第83期 (18.4~19.3)	第84期 (19.4~20.3)	第85期 (20.4~21.3)
売 上 高 (百万円)	1,185,141	1,213,881	1,265,735	1,318,380	1,267,129
当 期 純 損 益 (百万円)	43,349	21,024	17,150	11,768	△6,324
1株当たり当期純損益 (円)	42.06	21.15	17.35	11.90	△6.40
総 資 産 (百万円)	1,606,171	1,748,547	1,790,515	1,781,512	1,707,492
純 資 産 (百万円)	489,941	527,875	523,631	510,490	429,707

- (注) 1. 1株当たり当期純損益の金額は、期中平均株式数で除して算出しております。
 なお、期中平均株式数については自己株式数を控除しております。
 2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第81期 (16.4~17.3)	第82期 (17.4~18.3)	第83期 (18.4~19.3)	第84期 (19.4~20.3)	第85期 (20.4~21.3)
売 上 高 (百万円)	592,324	554,992	568,389	592,577	569,581
当 期 純 損 益 (百万円)	22,081	2,531	△10,026	7,597	△12,600
1株当たり当期純損益 (円)	21.41	2.42	△10.00	7.57	△12.56
総 資 産 (百万円)	1,298,924	1,403,292	1,417,026	1,395,644	1,389,387
純 資 産 (百万円)	437,353	460,117	420,271	390,831	347,024

- (注) 1. 1株当たり当期純損益の金額は、期中平均株式数で除して算出しております。
 なお、期中平均株式数については自己株式数を控除しております。
 2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(5) 企業集団の対処すべき課題

①社会的責任の遂行（企業行動憲章の遵守）

全役員・全従業員が高い倫理観を持って、「企業の社会的責任」を果たすことが当社グループの存立の条件であり、コンプライアンスの徹底は企業活動の根幹であることを強く認識し、高い企業倫理のもとで行動します。また、環境憲章の基本理念に基づき、環境と調和した企業活動の推進に努めるとともに、職場における安全衛生確保と安全行動を実践し、事業に関わる全ての関係者の安全衛生の確保に努めてまいります。

②企業集団の経営戦略

紙パルプ産業においては、急激な景気後退の影響に加え消費パターンの変化や紙媒体での広告宣伝費の大幅削減などにより、昨年夏以降、極めて大規模な減産を余儀なくされる一方で、重油や古紙などの資源価格は一時の異常な状態から抜け出したものの、依然として紙パルプ産業を取り巻く環境はかつて経験したことがないほど極めて厳しいものとなっております。こうした厳しい状況認識のもと問題意識を持ち続け、柔軟な発想力をもって的確に行動していくことが不可欠であるとの認識にたち、以下の重点課題について、すべての部門が連携して、迅速かつ適切に行動してまいります。

(a) 競争力の強化

刻々と変わる販売状況に対応して、常に的確な生産体制をとるとともに、停止予定のマシンについては極力計画を前倒実施し、中長期的な計画については、事態の進捗を十分に見極め、適時に適切な計画に改めてまいります。

また、現下の景気減速は範囲の拡大や長期化が必至

であり、経済構造の大きな変換の行き着く先が不透明ななか、企業存続を図るためにはコスト競争力のなご一層の強化が不可欠であり、これまでのコスト削減対策に加え固定的費用の大幅削減に取り組み、実現していくとともに、輸入紙を含めた市場動向を注視し、全品種にわたって適切な製品価格の維持ならびにすべての事業における顧客ニーズの把握に努め、品質優位性の確保と迅速な対応により、顧客の信頼を一層高めてまいります。

さらに、世界的金融危機による金融不安のもと、設備投資の抑制、棚卸資産の圧縮等、あらゆる支出を徹底的に見直すとともに、資金の調達・運用に当たっては、金融市場の変動を十分に考慮し機動的に対応してまいります。

(b) 大型プロジェクトの推進

当社グループでは、「内なる充実」の重点施策である富岡工場の新マシンが稼動を開始しました。新マシンの所期の効果を早期に発現させるとともに、洋紙系工場全体での生産最適化を追求し、コスト競争力の向上に努めてまいります。

また、「外への発展」の最重要事業である中国江蘇省南通市における高級紙生産工場建設計画（南通プロジェクト）については、平成22年末の稼動に向け建設を進めております。極めて重要な海外事業戦略であり、工場建設と販売網構築に向けた各種作業に万全を期してまいります。

(c) 機動的な事業運営の推進

経営環境の変化に対応し、機動的な事業運営を行うため、本年4月に当社グループ内の有機的結合による効率的な経営体制への移行を目指し、グループ内組織

として以下の3カンパニーを設置するなど、あらゆる分野での競争力の強化を図ってまいります。

(i) 印刷情報メディアカンパニー

活字メディアの将来を見据えた生産体制再構築の推進、ならびに研究開発、生産技術の水平展開による競争力強化を図ってまいります。

・新聞用紙事業

国内販売シェアの維持と徹底したコストダウンにより、収益力の確保を図ってまいります。

・洋紙事業

生産体制再構築を速やかにかつ確実に実施し、減産下での最適生産体制を実現するとともに、徹底したコスト対策を実施し、富岡工場新マシン設備投資効果の早期発現に努めてまいります。

・情報用紙事業

国内事業において適正な価格対応により安定した収益の確保を図るとともに、海外事業において当社子会社Oji Paper (Thailand) Ltd. (本社：タイ国バンコク市)の新感熱コーター稼動によるアジアを拠点とした販売強化により、収益の一層の向上に努めてまいります。

・物流対策

流通と結束し、徹底した合理化によりコスト競争力を高めてまいります。

(ii) 機能材カンパニー

研究開発における相互触発、ならびにマーケットイン思考に基づく知識・知見の組織的な蓄積・交換の促進を図ってまいります。

・特殊紙事業

減産下での最適生産体制を構築し、生産効率の向上、徹底したコストダウン、ならびに新製

品の開発、新規ユーザーの獲得、有利銘柄の拡販により収益の改善を図ってまいります。

(iii) 生活産業資材カンパニー

国民生活に密着した産業・市場と幅広く接しており、顧客開拓に努めるとともに、トータルパッケージングの理想を追求し、また家庭用紙を含む生活産業資材事業全体のレベルアップ・収益力向上を図ってまいります。

・白板紙・包装用紙事業

需要に応じた生産体制を堅持し、適正な価格対応に努めるとともに、川下事業との連携やコストダウンにより、安定した収益基盤の確立を図ってまいります。

・段ボール原紙事業・段ボール事業

両事業間の密接な連携のもと、適正な価格対応により強固な収益基盤を確立するとともに、段ボール事業は、グループ各社の総力を結集し更なる連携により製造・販売の強化を推進してまいります。

・家庭用紙事業

収益力向上を図るため、徹底したコストダウン、品質強化に伴う顧客満足度の向上と販売戦略の企画立案によるシェア確保を実現し、事業基盤を再構築してまいります。

(iv) 中国事業

中国で展開している当社グループ各社の事業は、事業間の連携を密にすることで一層の収益力強化を図るとともに、南通プロジェクトを念頭に置き、中国における当社グループの存在感を高めてまいります。

(d) 資源戦略の立案・推進

原燃料価格の動向を注視し、徹底的な有利調達と必要量の確保に最大限の努力を払うとともに、長期的な資源確保を図ると同時に、環境問題の観点から、海外植林の一層の推進はもとより、総合林産業を視野に入れた新たな事業展開など、様々な方策を検討し、立案し、速やかに実行してまいります。

(e) 国際営業の推進

海外市場に関する情報やノウハウを蓄積、共有し、グループ全体の輸出戦略の再構築を図ってまいります。

(f) 新事業・新製品の開発

事業の質的転換によるグループの持続的成長を目指し、付加価値が高く成長が期待される新事業・新製品の開発体制の強化を図ってまいります。

こうした諸施策により、一段と強い企業集団にステップアップしてまいります。

(6) 企業集団の主要な事業内容

区 分	主 要 な 事 業 内 容
紙 バ ル プ 製 品 事 業	一般洋紙、包装用紙、雑種紙、衛生用紙、段ボール原紙、白板紙及びバルプなどの製造、加工並びに販売
紙 加 工 製 品 事 業	段ボール（段ボールシート・段ボールケース）、紙器、プラスチックフィルム、感熱記録紙、粘着紙及び紙おむつなどの加工品の製造並びに販売
木 材 ・ 緑 化 事 業	木材製品の製造並びに販売、国内外での植林事業並びに社有林の維持管理
そ の 他 の 事 業	コーンスターチの製造並びに販売、社有地の活用による土地及び建物の賃貸、倉庫業、各種機械類の設計・製作・据付等

(7) 企業集団の主要な営業所及び工場

(平成21年3月31日現在)

当 社	本 社	東京都中央区
	営 業 支 社	北海道営業支社（札幌市中央区）、東北営業支社（仙台市青葉区）、中部営業支社（名古屋市中区）、関西営業支社（大阪市中央区）、九州営業支社（福岡市博多区）
	工 場	釧路工場（北海道釧路市）、苫小牧工場（北海道苫小牧市）、富士工場（静岡県富士市）、春日井工場（愛知県春日井市）、神崎工場（兵庫県尼崎市）、米子工場（鳥取県米子市）、呉工場（広島県呉市）、富岡工場（徳島県阿南市）、日南工場（宮崎県日南市）
子 会 社	王子チヨダ コンテナ 株式会社	本 社：東京都中央区 工 場：長野工場（長野県安曇野市）、滋賀工場（滋賀県湖南市）、大阪工場（大阪府門真市）、九州北工場（佐賀県三養基郡上峰町）ほか24工場
	王子ネピア 株式会社	本 社：東京都中央区 支 店：東京支店（東京都中央区）、名古屋支店（名古屋市中区）、大阪支店（大阪市淀川区）ほか5支店 工 場：苫小牧工場（北海道苫小牧市）、名古屋工場（愛知県春日井市）、徳島工場（徳島県阿南市）
	王子板紙 株式会社	本 社：東京都中央区 営 業 所：東部営業所（東京都中央区）、中部営業所（名古屋市中区）、西部営業所（大阪市中央区）ほか2営業所 工 場：釧路工場（北海道釧路市）、祖父江工場（愛知県稲沢市）、大分工場（大分県大分市）、佐賀工場（佐賀県佐賀市）ほか8工場
	王子特殊紙 株式会社	本 社：東京都中央区 営 業 所：中部営業所（名古屋市中区）、西日本営業所（大阪市中央区） 工 場：江別工場（北海道江別市）、東海工場（静岡県富士市）、中津工場（岐阜県中津川市）、滋賀工場（滋賀県湖南市）
	森 紙 業 株 式 会 社	本 社：京都市南区 工 場：横浜工場（横浜市戸塚区）、鳥羽工場（京都市南区）、枚方工場（大阪府枚方市） 子 会 社：森紙販売株式会社（京都市南区）ほか25社

- (注) 1. 王子特殊紙株式会社関西営業所は、平成20年4月1日より同営業所の名称を「西日本営業所」に改称いたしました。
 2. 王子特殊紙株式会社東海工場は、平成20年11月1日の静岡県富士市と同県富士川町の合併により、所在地が静岡県庵原郡富士川町から同県富士市となりました。
 3. 森紙業株式会社は、森紙業グループの事業持株会社であります。

(8) 企業集団及び当社の従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

(平成21年3月31日現在)

区 分	従業員数	前期末比増減
紙 パ ル プ 製 品 事 業	8,336名	138名減
紙 加 工 製 品 事 業	7,823名	442名増
木 材 ・ 緑 化 事 業	486名	25名減
そ の 他 の 事 業	2,646名	20名減
共 通	1,124名	100名増
合 計	20,415名	359名増

(注) 1. 「共通」には複数事業部門に共通する業務に従事する人員を表示しております。
2. 従業員数は嘱託等を含む就業人員を表示しております。

② 当社の従業員の状況

(平成21年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4,289名	163名減	42.4才	22.1年

(注) 従業員数は嘱託等を含む就業人員を表示しております。

(9) 重要な子会社の状況

(平成21年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
王子チヨダコンテナ株式会社	百万円 10,000	% 100	段ボールシート、段ボールケースの製造、販売
王子タック株式会社	1,550	100	紙・樹脂加工品、包装資材及び粘着紙の製造、販売
王子パッケージング株式会社	1,500	100	紙器、合成樹脂容器の製造、販売
王子物流株式会社	1,434	100	倉庫業、トラック輸送及び内航運送取扱
王子コーンスターチ株式会社	1,000	60.0	コーンスターチ及び糖化製品の製造、販売
王子ネピア株式会社	800	100	衛生用紙及び紙おむつの製造、販売
王子エンジニアリング株式会社	800	100	各種機械類の設計、製作、据付、整備及び販売
王子不動産株式会社	650	100	不動産の売買、仲介、賃貸借及び管理
王子板紙株式会社	600	100	段ボール原紙の製造、販売
王子通商株式会社	361	100	紙、加工品、製紙用原料の売買
王子特殊紙株式会社	350	100	雑種紙、加工品、白板紙及び高級白板紙の製造、販売
森紙業株式会社	310	100	段ボールシート、段ボールケースの製造、販売
王子木材緑化株式会社	288	99.9	木材及び製紙用原料の売買、緑化工事、造林請負
Pan Pac Forest Products Ltd.	百万ニュージーランド・ドル 126	100	営林、植林、伐採及び木材の販売並びにパルプ・木材製品の製造、販売
Oji Paper (Thailand) Ltd.	百万タイ・バツ 1,340	100	ノーカーボン紙の製造、販売
KANZAN Spezialpapiere GmbH	百万ユーロ 25	94.7	感熱記録紙の製造、販売
Kanzaki Specialty Papers Inc.	百万USドル 34	(100)	感熱記録紙の製造、販売
ILFORD Imaging Switzerland GmbH	百万スイス・フラン 1	100	インクジェット用紙の製造、販売

(注) 1. () 内は、子会社による保有を含む議決権比率であります。

2. 百万円未満、百万ドル未満、百万タイ・バツ未満、百万ユーロ未満および百万スイス・フラン未満は切り捨てて表示しております。

(10) その他の重要な企業結合の状況

(平成21年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
日伯紙パルプ資源開発株式会社	百万円 61,788	% (39.8)	ブラジルにおけるパルプ製造会社経営、パルプの売買

- (注) 1. ()内は、子会社による保有を含む議決権比率であります。
2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(11) 企業集団の主要な借入先及び借入額

(平成21年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
シンジケートローン	201,800
株式会社三井住友銀行	88,898
株式会社みずほコーポレート銀行	88,160
農林中央金庫	41,558
株式会社日本政策投資銀行	41,318
日本生命保険相互会社	40,315

- (注) 1. シンジケートローンは、株式会社みずほコーポレート銀行および株式会社三井住友銀行を幹事とする協調融資によるものならびに株式会社三菱東京UFJ銀行を幹事とする協調融資によるものであります。
2. 日本政策投資銀行は、平成20年10月1日付で民営化され、「株式会社日本政策投資銀行」となりました。
3. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(12) 企業再編行為、他の会社の株式の取得等の状況

当社は、当社グループの段ボール加工事業組織変更に向けた資本関係の整理を目的として、平成21年3月31日に、王子板紙株式会社の段ボール加工事業に係る関係会社株式管理事業を吸収分割により承継しました。

(13) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

①利益配分に関する基本的な考え方

当社は、各事業年度の業績の状況と今後の経営諸施策に備えるための内部留保を総合的に勘案しつつ、株主の皆様へ可能な限り安定配当を継続することを基本方針としております。

②期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績の状況ならびに今後の事業環境等を総合的に勘案し、当社定款の規定に基づき、平成21年5月14日開催の当社取締役会において、平成21年3月31日を基準日として、前期に比し2円減額の、1株につき4円と決議する予定であります。

当中間期に実施いたしました中間配当（1株につき6円）と合わせまして、当期年間の配当金は1株につき10円となります。

(a) 配当財産の種類

金銭といたします。

(b) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき4円 総額4,010,865,276円

(c) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年6月4日

(14) 前各号に掲げるもののほか、企業集団の現況に関する重要な事項

中国南通プロジェクトの販売会社設立について

当社が中国江蘇省南通市において高級紙生産工場建設を計画している南通プロジェクトにつきましては、平成22年に江蘇王子製紙有限公司（「江蘇王子」）の生産設備稼働を予定しておりますが、この稼働前においてプレセールとして主に当社からの輸入販売を行い、販路開拓と販売体制の確立を図り、江蘇王子稼働以後は江蘇王子品を独占的に販売することを目的に、平成20年6月に王子製紙商貿（中国）有限公司を設立いたしました。

王子製紙商貿（中国）有限公司の概要は下記のとおりであります。

- (a) 登録資本金 90百万人民币
- (b) 資本構成
当社 90%
日本紙パルプ商事株式会社 5%
国際紙パルプ商事株式会社 5%
- (c) 事業内容 紙・板紙、パルプ、古紙および紙製品の中国国内販売および輸出入他
- (d) 主な役員
董事長 渡辺 正
(当社常務執行役員)

2 当社の株式に関する事項 (平成21年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 **2,400,000,000株**
(2) 発行済株式の総数 **1,064,381,817株**
(うち自己株式) **(61,665,498株)**
(3) 当事業年度末の株主数 **91,590名**
(前期末比**3,406名減**)
(4) 大株主

大株主の氏名	当該大株主の持株数及びその議決権比率	
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	57,145	5.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	54,071	5.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4G)	39,714	4.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	34,833	3.6
株式会社三井住友銀行	31,668	3.3
株式会社みずほコーポレート銀行	28,498	2.9
日本生命保険相互会社	28,008	2.9
王子製紙グループ従業員持株会	20,813	2.1
日本紙パルプ商事株式会社	17,216	1.8
農林中央金庫	16,654	1.7

- (注) 1. 当社は、自己株式を61,665千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 千株未満は切り捨てて表示しております。

3 当社の新株予約権等に関する事項

取締役（社外取締役を除く。）の保有する新株予約権等の内容の概要

①平成18年6月29日開催の取締役会決議による株式報酬型ストック・オプション

(平成21年3月31日現在)

新株予約権の名称	王子製紙株式会社第1回新株予約権（取締役用）
新株予約権の保有者数	8名
新株予約権の割当日	平成18年8月15日
新株予約権の数	112個（新株予約権1個につき1,000株）
新株予約権の目的となる株式の種類、数	普通株式 112,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成18年8月16日～平成38年6月30日
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

②平成19年6月28日開催の取締役会決議による株式報酬型ストック・オプション

(平成21年3月31日現在)

新株予約権の名称	王子製紙株式会社第2回新株予約権（取締役用）
新株予約権の保有者数	10名
新株予約権の割当日	平成19年7月13日
新株予約権の数	145個（新株予約権1個につき1,000株）
新株予約権の目的となる株式の種類、数	普通株式 145,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成19年7月14日～平成39年6月30日
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

③平成20年6月27日開催の取締役会決議による株式報酬型ストック・オプション

(平成21年3月31日現在)

新株予約権の名称	王子製紙株式会社第3回新株予約権（取締役用）
新株予約権の保有者数	10名
新株予約権の割当日	平成20年7月14日
新株予約権の数	215個（新株予約権1個につき1,000株）
新株予約権の目的となる株式の種類、数	普通株式 215,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成20年7月15日～平成40年6月30日
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

4 当社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（地位、氏名、担当、他の法人等の代表状況等）

（平成21年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当、他の法人等の代表状況等
代表取締役会長	鈴木 正一郎	日伯紙パルプ資源開発株式会社代表取締役会長
代表取締役社長※	篠田 和久	
代表取締役副社長※	山本 信能	社長補佐、段ボール事業総統括、王子板紙株式会社、王子ネピア株式会社、森紙業グループ管掌
取 締 役※	金丸 吉博	王子特殊紙株式会社、情報用紙事業本部管掌
取 締 役※	関口 裕	洋紙事業本部長、白板紙・包装用紙事業本部、王子物流株式会社管掌
取 締 役※	近藤 晋一郎	環境経営部、統括技術本部、新事業・新製品開発センター、研究開発本部、中国事業本部、王子エンジニアリング株式会社管掌、江蘇王子製紙有限公司董事長、株式会社日本紙パルプ研究所代表取締役社長
取 締 役※	石田 隆	王子チヨダコンテナ株式会社代表取締役社長、内部監査室、デザインセンター、王子ビジネスセンター株式会社管掌
取 締 役※	橋本 経男	経営企画本部、国際営業推進本部、新聞用紙事業本部、コンプライアンス室管掌
取 締 役※	神田 憲二	経営管理本部、資源戦略本部、王子古紙パルプセンター株式会社管掌、Pan Pac Forest Products Ltd.取締役会長
取 締 役※	橋本 浩樹	人事本部長、秘書室、総務部、安全本部、王子ヒューマンサポート株式会社管掌
取 締 役	竹内 洋	弁護士
取 締 役	秋山 収	財団法人新エネルギー財団会長
常任監査役	花田 心弘	（常勤）
監査役	山中 一	（常勤）
監査役	杉原 弘泰	弁護士
監査役	上野 健二郎	弁護士

- (注) 1. 取締役 竹内洋、秋山収は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 杉原弘泰、上野健二郎は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. ※印の取締役9名は、執行役員を兼務します。
4. 平成21年4月1日付で、執行役員を兼務する取締役の「担当、他の法人等の代表状況等」を一部変更しました。変更後の「担当、他の法人等の代表状況等」は、次頁の「(2) 執行役員の状況」の表に記載のとおりです。

(2) 執行役員の状況

(平成21年4月1日現在)

地 位	氏 名	担当、他の法人等の代表状況等
社長執行役員	篠 田 和 久	グループCEO
副社長執行役員	山 本 信 能	社長補佐
専務執行役員	金 丸 吉 博	社長付
専務執行役員	関 口 裕	印刷情報メディアカンパニープレジデント、機能材カンパニープレジデント、国際営業推進本部管掌
常務執行役員	近 藤 晋一郎	生産、環境、研究、新事業・新製品開発、中国事業分掌、江蘇王子製紙有限公司董事長、株式会社日本紙バルブ研究所代表取締役社長
常務執行役員	石 田 隆	生活産業資材カンパニープレジデント、デザインセンター管掌
常務執行役員	橋 本 経 男	印刷情報メディアカンパニーバイスプレジデント兼洋紙事業本部長、機能材カンパニーバイスプレジデント
常務執行役員	神 田 憲 二	社長付、Pan Pac Forest Products Ltd.取締役会長
常務執行役員	橋 本 浩 樹	人事本部長、内部監査室、秘書室、総務部、安全本部、コンプライアンス室、王子ヒューマンサポート株式会社管掌
専務執行役員	勝 谷 邦 昭	王子ボックスパートナーズ株式会社代表取締役社長兼森紙業株式会社代表取締役社長
常務執行役員	林 秀 明	米子工場長、洋紙事業本部副本部長
常務執行役員	齋 藤 源 二	王子物流株式会社代表取締役社長
常務執行役員	林 孝 治	王子ネピア株式会社代表取締役社長
常務執行役員	渡 辺 正	中国事業本部長、江蘇王子製紙有限公司董事（総経理）
常務執行役員	川 上 博 司	白板紙・包装用紙事業本部長
執行役員	木 塚 浩	春日井工場長、洋紙事業本部副本部長
執行役員	枝 川 知 生	情報用紙事業本部長

地 位	氏 名	担当、他の法人等の代表状況等
執 行 役 員	安 藤 温	生活産業資材カンパニーバイスプレジデント兼王子板紙株式会社代表取締役社長
執 行 役 員	落 合 行 雄	研究開発本部長、新事業・新製品開発センター長
執 行 役 員	早 野 裕 康	中国事業本部副本部長兼江蘇王子製紙建設推進部長
執 行 役 員	佐 田 修 一	日南工場長
執 行 役 員	矢 嶋 進	経営企画本部長、経営管理本部長
執 行 役 員	山 北 篤 史	富士工場長
執 行 役 員	佐 野 成 人	王子パックスパートナーズ株式会社副社長兼王子チヨダコンテナ株式会社代表取締役社長、Ojitex Haiphong Co., Ltd.取締役社長、Ojitex (Vietnam) Co., Ltd.取締役社長
執 行 役 員	東 剛	王子特殊紙株式会社代表取締役社長
執 行 役 員	吉 野 正 樹	呉工場長
執 行 役 員	石 井 弘 和	洋紙事業本部副本部長
執 行 役 員	進 藤 清 貴	統括技術本部長、王子エンジニアリング株式会社代表取締役社長、王子ビジネスセンター株式会社管掌
執 行 役 員	渡 良 司	王子パックスパートナーズ株式会社専務取締役兼王子チヨダコンテナ株式会社専務取締役
執 行 役 員	瀧 上 一 雄	新聞用紙事業本部長
執 行 役 員	野 沢 高 史	王子板紙株式会社専務取締役
執 行 役 員	松 尾 洋 二	苫小牧工場長
執 行 役 員	島 村 元 明	資源戦略本部長
執 行 役 員	青 山 秀 彦	洋紙事業本部副本部長兼印刷用紙部長

(3) 取締役及び監査役の重要な兼職の状況

①取締役

(平成21年3月31日現在)

氏名	他の法人等	役職
篠田和久	日本紙パルプ商事株式会社	取締役
山本信能	王子チヨダコンテナー株式会社	取締役
	王子ネピア株式会社	取締役
	王子板紙株式会社	取締役
	森紙業株式会社	取締役
金丸吉博	王子特殊紙株式会社	取締役
近藤晋一郎	王子板紙株式会社	取締役
石田隆	Ojitex Haiphong Co., Ltd.	取締役
	Ojitex (Vietnam) Co., Ltd.	取締役
	森紙業株式会社	取締役
橋本経男	森紙業株式会社	監査役

(注) 平成21年4月1日付で、次のとおり一部変更しました。

取締役 山本信能

王子チヨダコンテナー株式会社取締役を辞任により退任

王子ネピア株式会社取締役を辞任により退任

王子板紙株式会社取締役を辞任により退任

森紙業株式会社取締役を辞任により退任

取締役 金丸吉博

王子特殊紙株式会社取締役を辞任により退任

取締役 関口裕

王子特殊紙株式会社取締役に就任

取締役 石田隆

王子ボックスパートナーズ株式会社取締役に就任

王子チヨダコンテナー株式会社代表取締役社長退任 (引き続き取締役を兼務)

王子ネピア株式会社取締役に就任

王子板紙株式会社取締役に就任

取締役 橋本経男

森紙業株式会社監査役を辞任により退任

取締役 神田憲二

王子ボックスパートナーズ株式会社監査役に就任

王子チヨダコンテナー株式会社監査役に就任

王子板紙株式会社監査役に就任

森紙業株式会社監査役に就任

② 監査役

(平成21年3月31日現在)

氏 名	他 の 法 人 等	役 職
花 田 心 弘	王子チヨダコンテナ株式会社	監 査 役
	王子エンジニアリング株式会社	監 査 役
	王子不動産株式会社	監 査 役
	王子板紙株式会社	監 査 役
	王子特殊紙株式会社	監 査 役
	森紙業株式会社	監 査 役

(注) 平成21年4月1日付で、次のとおり一部変更しました。

監査役 花田心弘

王子チヨダコンテナ株式会社監査役を辞任により退任

王子板紙株式会社監査役を辞任により退任

森紙業株式会社監査役を辞任により退任

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	12名 (2名)	575百万円 (30百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	63百万円 (15百万円)
合 計	16名	638百万円

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役の報酬等の限度額は年額900百万円であります。
(平成18年6月29日第82回定時株主総会決議)
2. 株主総会の決議による監査役の報酬等の限度額は年額97百万円であります。
(平成18年6月29日第82回定時株主総会決議)
3. 当期末現在の人員は取締役12名、監査役4名であります。
4. 支給額には、以下のものを含んでおります。
- ・取締役に対するストック・オプションによる報酬額
取締役 10名 73百万円
社外取締役を除く、10名の取締役を対象としております。
5. 上記のほか、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額(内規に基づく必要額)
監査役 4名 22百万円(うち社外監査役2名 4百万円)
6. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

②当社グループの現況に鑑み、来期以降の収益改善をはかるための諸施策の一環として、取締役全員(社外取締役を除く10名)の役員報酬を平成21年3月より減額するとともに、役員賞与を不支給としました。

③当社グループの現況に鑑み、監査役(社外監査役を除く2名)の役員報酬を平成21年3月より減額するとともに、役員賞与を全額返上しました。

(5) 社外役員に関する事項

①社外役員に関する他の株式会社の社外役員の兼任状況

(平成21年3月31日現在)

区 分	氏 名	兼 任 先 及 び 役 職
社 外 取 締 役	竹 内 洋	株式会社ブリヂストン 社外監査役
社 外 監 査 役	杉 原 弘 泰	株式会社三菱ケミカルホールディングス 社外監査役 三菱化学株式会社 社外監査役 イオンクレジットサービス株式会社 社外監査役
社 外 監 査 役	上 野 健 二 郎	セイノーホールディングス株式会社 社外取締役 東京トヨタ自動車株式会社 社外監査役

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	竹 内 洋	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、弁護士としての専門的見地から、必要に応じて豊富な経験と高い見識に基づいた発言を行っています。
社 外 取 締 役	秋 山 收	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、行政における豊富な経験と幅広い見識に基づいた発言を行っています。
社 外 監 査 役	杉 原 弘 泰	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に、また、監査役会13回のうち12回に出席し、弁護士としての専門的見地から、必要に応じて豊富な経験と高い見識に基づいた発言を行っています。
社 外 監 査 役	上 野 健 二 郎	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに、また、監査役会13回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、必要に応じて豊富な経験と高い見識に基づいた発言を行っています。

③社外役員との責任限定契約の内容の概要

当社は、定款の規定に基づき、社外取締役および社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定

により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(注) 新日本監査法人は、平成20年7月1日付で有限責任監査法人に移行したことにより、新日本有限責任監査法人となりました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社の会計監査人としての報酬等の額 87百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めて記載しております。
2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(3) 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 214百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めて記載しております。
2. 百万円未満は切り捨てて表示しております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるアドバイザリー業務を委託し、対価を支払っています。

(5) 重要な子会社のうち他の監査法人の監査を受けている子会社

当社の重要な子会社のうち、森紙業株式会社、Pan Pac Forest Products Ltd.、Kanzaki Specialty Papers Inc.、Oji Paper (Thailand) Ltd.ほか2社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人が適切に職務を遂行することが困難と判断される等の場合には、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案します。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

6 業務の適正を確保するための体制の整備についての取締役会決議の内容の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について、次のとおり方針を定めています。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 代表取締役社長は、王子製紙グループ企業行動憲章および王子製紙グループ行動規範を制定し、取締役および使用人が企業市民の一員としての自覚と社会の信頼に応える高い倫理観をもって企業活動を推進することを改めて確認し、継続を約束します。
- ② 代表取締役社長は、法令遵守教育や企業倫理ヘルプライン制度を含むグループ横断的なコンプライアンス体制の整備を行い、問題点の把握、改善に努めます。
- ③ 代表取締役社長は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的として社内窓口部署を設置して社内体制を整備しており、反社会的勢力には毅然と対応します。
- ④ 内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査し、その結果を経営会議に報告します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

社長決定規程に基づく稟議を経て文書取扱規程の制定、改廃を行い、この規程に基づいて文書（電磁的方法によるものを含む。）の保存、管理を行います。文書は、取締役または監査役の要請があった場合は常時閲覧できるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 代表取締役社長を議長とする経営会議において、グループ全体のリスク管理および内部統制システムに関する重要事項の審議および報告、内部統制システム構築の基本方針改訂案の審議を行います。
- ② 代表取締役社長は、取締役会の承認を経てグループリスク管理基本規程の制定、改廃を行い、リスク管理体制を明確化するとともに、グループ全体のリスクを網羅的、総括的に管理し、リスクの類型に対応した体制の整備を行います。
- ③ 内部監査室は、リスク管理の状況を監査し、その結果を経営会議に報告します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役社長は、経営会議の審議を経てグループ全体の企業理念、経営基本方針、中長期経営計画、年次総合計画を定めることにより、取締役、使用人が共有すべき目標、課題を明確化します。
- ② 各取締役は、これらの理念、基本方針、計画に基づき管掌業務に関する具体的な施策を実行し、情報技術を駆使したシステム等を活用することにより進捗状況を的確かつ迅速に把握し、取締役会に報告します。効率化を阻害する要因が見つければこれを排除、低減するなどの改善を促すことにより、目標、課題の達成度を高める体制を整備します。
- ③ 社長決定規程に基づく稟議を経て職務権限規程の制定、改廃を行い、使用人の権限と責任を明確にし、職務の組織的かつ効率的な運営を図ります。

(5) 当該株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 代表取締役社長は、王子製紙グループ企業行動憲章および王子製紙グループ行動規範を制定し、グループ全体が一体となって企業市民の一員としての自覚と社会の信頼に応える高い倫理観をもって企業活動を推進することを改めて確認し、継続を約束します。
- ② 代表取締役社長は、経営会議の審議を経てグループ全体の企業理念、経営基本方針、中長期経営計画、年次総合計画を定めることにより、グループ各社の取締役、使用人が共有すべき目標、課題を明確化します。併せて代表取締役社長を議長とするグループ社長会議を開催し、企業理念や経営基本方針の共有化、徹底を図ります。
- ③ グループ経営規程においてグループ内承認手続きを統一的に定め、グループ内牽制の機能を担保します。
- ④ 代表取締役社長を議長とする経営会議において、グループ全体のリスク管理および内部統制システムに関する重要事項の審議および報告、内部統制システム構築の基本方針改訂案の審議を行います。
- ⑤ 内部監査室は、内部統制の状況を監査し、その結果を経営会議に報告します。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の職務を補助する体制として監査役室を設置し、会社の業務を十分検証できる専任の使用人数名を置きます。

- ② 監査役室は監査役会に直属するものとし、監査役室に所属する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については監査役の同意を得るものとします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、監査役が必要と認めて特に報告を求めた事項等については随時報告します。報告の方法については取締役と監査役会との協議により決定します。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、監査役が代表取締役や会計監査人と定期的に意見交換する場を設けます。

なお、当社は、上記の業務の適正を確保するための体制の整備についての方針および金融商品取引法に定める内部統制報告制度に対応するため、「財務報告に係る内部統制の構築及び評価に関する基本方針」を取締役会において決議しております。

本基本方針のもと、財務報告に係る内部統制を構築し、併せて当該内部統制の有効性につき評価を行い、内部統制報告書を取締役会決議を経て作成することとしております。

7 会社の支配に関する基本方針

当社は、平成19年4月27日に開催された取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を下記(1)のとおり定めております。

また、平成20年6月27日開催の第84回定時株主総会（以下、「前定時株主総会」といいます。）における株主の皆様のご承認に基づき、有効期限を前定時株主総会終結から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとして、下記(3)に定める特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（注4）に関する対応方針（以下、「本方針」といいます。）を導入しております。

平成21年6月26日開催予定の第85回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結時をもって上記有効期限の満了を迎えるに当たり、その後の情勢変化等を踏まえ更なる検討を加えた結果、当社は、平成21年5月14日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、本方針を継続することを決議する予定であります。

- 注1. 特定株主グループとは、(i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、または(ii)当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。
- 注2. 議決権割合とは、(i)特定株主グループが、注1の(i)の記載に該当する場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）、または(ii)特定株主グループが、注1の(ii)の記載に該当する場合は、当該買付者およびその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- 注3. 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。
- 注4. 上記のいずれの買付行為についても、予め当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

(1) 会社の支配に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資する買付提案等に基づくものであれば、当社はこれを一概に否定するものではありません。かかる提案等については、買付けに応募するかどうかを通じ、最終的には株主の皆様にご判断いただくべきものと考えております。

他方、当社の属する製紙産業の特性として、その経営においては大規模な設備投資や世界レベルでの原料確保等、中長期的かつ広角的な視点が必要とされることから、当社への大規模買付行為に際し、株主の皆様が適切な判断を行うためには、当該買付者に関する適切な情報等の提供および代替案の検討機会を含めた検討期間の確保がなされることが必要不可欠であると考えます。しかし、当社株式の買付け等の提案においては、会社や株主に対して買付けに係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないものも想定されます。

また、買付目的や買付け後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付けに応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分または不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある提案も想定されます。

このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為や買付提案を行う

者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、以下の施策を実施しております。

これらの取り組みは、上記(1)の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

「企業価値向上への取り組み」

国内の印刷・情報用紙市場と東アジアの印刷・情報用紙市場は、一体化の方向へ急速に進みつつあり、日本国内の紙・パルプメーカーはかつてのような半ば閉じた市場での競争から、一体化した広域市場での競争に視点を移しつつあります。当社は、かかる認識のもと、国内においては生産体制の効率化と製品競争力の強化を中心に安定した収益基盤の確立を図りつつ、海外においては東アジアにおける生産・販売体制の構築と海外植林等の原料確保対策を中心に企業規模の拡大を図ることによって、持続的成長可能な世界的紙パルプ企業となることを経営の基本方針としております。

具体的施策として、富岡工場の新マシンが本年2月に営業運転を開始しました。これにより、塗工紙生産工場として国内トップクラスのコスト競争力を持った工場となる見通しであり、生産・販売すべてにわたって最新の体制を確立し、所期の投資効果の早期発現に万全を期してまいります。

また、当社が中国江蘇省南通市に高級紙生産工場建設を計画している南通プロジェクトにつきましては、平成19年11月に起工式を行った後、平成20年初から本格的な建設工事を開始し、平成22年末には、1台目の年産40万トンの生産設備（抄紙機、コーター）、自社専用バスおよび石炭ボイラを稼働させ、営業運転を開始する予定であり、工場建設と販売網構築に向けた各種作業に万全を期してまいります。

さらに、木材資源の不足に対応するため、長期的な資源確保を図ると同時に、環境問題の観点からも、「森のリサイクル」、「紙のリサイクル」を今後も推し進めていくため、これまで世界各地で展開してきた海外植林事業の拡大ならびに古紙の利用率の向上を図ってまいります。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

①本方針導入の目的

当社取締役会は、上記(1)の基本方針に基づき、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めることとしております。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。また、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合にも、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。

②大規模買付ルールの設定

当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定める大規模買付ルールに従って行われることが、当社株主全体の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、(i)事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、(ii)当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。その項目は別紙1記載のとおりです。

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。当社は、この意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。当社取締役会は、

大規模買付行為の提案があった事実は、速やかに情報開示します。また、当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）とします。当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した事実および取締役会評価期間については、速やかに情報開示します。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を開示します。必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。また、当社取締役会は、特別委員会に大規模買付情報を提供し、その評価・検討を依頼します。特別委員会は、独自に大規模買付情報の評価・検討を行い、本方針に従い当社取締役会がとるべき対応について勧告を行います。当社取締役会は、特別委員会の勧告を踏まえ、これを最大限尊重しつつ、本方針に従った対応を決定します。

③大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(a) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合
大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社株主全体の利益の保護を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置を取り、大規模買付行為に対抗することがあります。当社取締役会は、対抗措置の発動を決定するに先立ち、特別委員会に対抗措置の発動の是非を諮問しその勧告を受けるものとします。特別委員会の勧告を最大限尊重しつつ、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にした上で、当社取締役会に対抗措置の発動を決定します。

具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。具体的対抗措置として株主割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は、原則として別紙2記載のとおりとします。なお、新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件や取得条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件および取得条件を設けることがあります。

今回の大規模買付ルールの設定およびそのルールが遵守されなかった場合の対抗措置は、当社株主全体の

正当な利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えていますが、他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないように予め注意を喚起いたします。

(b) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合
大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主全体の利益を保護するという観点から、株主の皆様にも、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保証することを目的とするものです。大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止しようとするものではありません。

しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合であると、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会が判断したときには、上記③(a)で述べた大規模買付行為を抑止するための措置をとることがあります。かかる対抗措置をとることを決定した場合には、適時適切な開示を行います。具体的には、以下

の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

- (i) 次の①から④までに掲げる行為等により株主全体の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合
 - ① 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲のもとに買収者の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高価資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (ii) 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合
- (iii) 大規模買付者による支配権取得により、顧客・取引先・地域社会・従業員その他の利害関係者の利

益が損なわれ、それによって長期的に当社株主全体の利益が著しく毀損されるおそれがある場合

(iv) 大規模買付者による支配権取得後の経営方針や事業計画等が著しく不合理または不適当であったり、環境保全・コンプライアンスやガバナンスの透明性の点で重要な問題を生じるおそれがあったり、大規模買付者に関する情報開示が当社の株主保護の観点から見て十分かつ適切になされないおそれがあるために、当社の社会的信用を含めた企業価値が著しく毀損または当社の株主に著しい不利益を生じさせるおそれがある場合

(c) 対抗措置発動後の停止

当社取締役会は、本方針に従い対抗措置をとることを決定した後でも、(i) 大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合や、(ii) 対抗措置をとる旨の決定の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらさずかつ当社株主全体の利益を著しく損なわないと判断される場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止を決定することがあります。対抗措置として、例えば新株予約権を無償割当てする場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回を行うなどの事情が生じ、特別委員会の勧告を踏まえ、対抗措置の発動が適切でないとして取締役会が判断したときには、新株予約権の効力発生日までの間は新株予約権の無償割当てを中止し、また新株予約権の無償割当て後、行使期間の

開始までの間においては当社が無償で新株予約権を取得して、対抗措置の発動を停止することができるものとしてします。

このような対抗措置の発動の停止を行う場合には、特別委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

(d) 特別委員会の設置および検討

本方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合に該当するかどうか、そして大規模買付行為に対し対抗措置をとるか否かおよび発動を停止するか判断に当たっては、取締役会の判断の客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置し、当社取締役会はその勧告を法律上可能な限り最大限尊重するものとしてします。特別委員会の委員は3名とし、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとしてします。なお、特別委員会委員の氏名および略歴は、別紙3のとおりです。

取締役会は、対抗措置の発動または発動の停止を決定するときは、特別委員会に対し諮問し、その勧告を受けるとしてします。特別委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント

その他の専門家を含む。)の助言を得たり、当社の取締役、監査役、従業員等に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。取締役会は、対抗措置を発動するか否かおよび発動の停止を行うかどうかの判断に当たっては、特別委員会の勧告を法律上可能な限り最大限尊重するものいたします。

④当社株主の皆様・投資家の皆様に与える影響等

対抗措置の発動によって、当社株主の皆様（大規模買付者を除きます。）が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定しておりませんが、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会で別途定めて公告する基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられますので、名義書換未了の株主の皆様には、当該基準日までに名義書換を完了していただく必要があります（証券保管振替機構に対する預託を行っている株券の株主を除きます）。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。ただし、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項に従い新株予約権の取得を行う場合には、当社取

締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭の払込みを要することなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行または取得することとなった際に、法令および金融商品取引所規則に基づき別途お知らせいたします。

なお、いったん新株予約権の無償割当てを決議した場合であっても、当社は、上記③(c)に従い、新株予約権の無償割当ての効力発生日までに新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発生日後新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）において、当社が新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資者の方は、株価の変動により損害を被るおそれがあります。

⑤大規模買付ルールの有効期限

本定時株主総会において、本方針の継続について株主の皆様のご承認が得られた場合は、本方針の有効期間は、本定時株主総会の日から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとし、以後も同様とします。

なお、当社取締役会は、本方針を継続することを決定した場合、その旨を速やかにお知らせします。また、当社取締役会は、株主全体の利益保護の観点から、会社法および金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本方針を随時見直していく所存です。

本方針は、その有効期間中であっても、株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合または当社取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本方針の有効期間中であっても、株主総会での承認の趣旨の範囲内で本方針を修正する場合があります。

(4) 本方針が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについての取締役会の判断およびその判断に係る理由

①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、

事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本方針は、上記(3)①「本方針導入の目的」にて記載したとおり、当社株券等に対する買付け等がなされた際に、当該買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

③合理的な客観的発動要件の設定

本方針は、上記(3)③「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」にて記載したとおり、大規模買付行為が大規模買付ルールを遵守していない、あるいは大規模買付ルールを遵守していても株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす買収である場合や株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合など、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

④株主意思を重視するものであること

上記(3)⑤「大規模買付ルールの有効期限」に記載したとおり、本方針の有効期間は本定時株主総会の終

結の時までと限定されており、本定時株主総会において、本方針の継続に関する株主の皆様のご意思をご確認させていただくため、本方針の継続について株主の皆様にご議論としてお諮りする予定です。本定時株主総会において、本方針の継続の決議がなされなかった場合には、速やかに廃止されることになり、その意味で、本方針の消長および内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

⑤デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記(3)⑤「大規模買付ルールの有効期限」にて記載したとおり、本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本方針を廃止することが可能です。従って、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役任期は1年間であり、本方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(別紙 1)

大規模買付情報

1. 大規模買付者およびそのグループ（ファンドの場合は組合員その他の構成員を含む。）の情報。
 - (1) 名称、資本関係、財務内容
 - (2) （大規模買付者が個人である場合は）国籍、職歴、当該買取提案者が経営、運営または勤務していた会社またはその他の団体（以下、「法人」という。）の名称、主要な事業、住所、経営、運営または勤務の始期および終期
 - (3) （大規模買付者が法人である場合は）当該法人および重要な子会社等について、主要な事業、設立国、ガバナンスの状況、過去3年間の資本および長期借入の財務内容、当該法人またはその財産に係る主な係争中の法的手続き、これまでにを行った事業の概要、取締役、執行役等の役員の氏名
 - (4) （もしあれば）過去5年間の犯罪履歴（交通違反や同様の軽微な犯罪を除く。）、過去5年間の金融商品取引法、会社法（これらに類似する外国法を含む。）に関する違反等、その他コンプライアンス上の重要な問題点の有無
2. 大規模買付行為の目的、方法およびその内容。（取得の対価の価額・種類、取得の時期、関連する取引の仕組み、取得の方法の適法性、取得の実現可能性を含む。）
3. 当社株式の取得の対価の算定根拠。（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに取得に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーおよびその算定根拠を含む。）
4. 大規模買付行為の資金の裏付け。（資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）
5. 大規模買付行為後の当社の経営方針、事業計画、資本政策および配当政策。
6. 大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者（ステークホルダー）に関する方針。
7. 必要な政府当局の承認、第三者の同意等、大規模買付行為の実行に当たり必要な手続きの内容および見込み。大規模買付行為に対する、独占禁止法その他の競争法ならびにその他大規模買付者または当社が事業活動を行っているか製品を販売している国または地域の重要な法律の適用可能性や、これらの法律が大規模買付行為の実行に当たり支障となるかどうかについての考えおよびその根拠。
8. その他当社取締役会または特別委員会が合理的に必要と判断して要請する情報。

(別紙 2)

新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件
取締役会で定める基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。なお、株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて募集新株予約権を引き受ける者の募集を行う場合と、新株予約権の無償割当てを行う場合とがある。
2. 新株予約権の目的である株式の種類および数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数
新株予約権の割当総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限として、取締役会が定める数とする。取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。
4. 各新株予約権の払込金額
無償（金額の払込みを要しない。）
5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上で取締役会が定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要することとする。
7. 新株予約権の行使条件
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（当社の株券等を取得または保有することが当社株主全体の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除く。）等に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
8. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記7.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。

(別紙3)

特別委員会委員の氏名及び略歴

特別委員会の委員は、以下の3名です。

竹内 洋 (たけうち よう)

略歴

昭和14年9月24日生まれ
昭和41年4月 弁護士登録
平成6年6月 当社監査役
平成16年3月 株式会社ブリヂストン監査役
現在に至る。
平成19年6月 当社取締役
現在に至る。

※竹内洋氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

秋山 収 (あきやま おさむ)

略歴

昭和15年11月21日生まれ
昭和38年4月 通商産業省入省
平成14年8月 内閣法制局長官
平成16年8月 退官
平成18年7月 財団法人新エネルギー財団会長
現在に至る。
平成19年6月 当社取締役
現在に至る。

※秋山収氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

杉原 弘泰 (すぎはら ひろやす)

略歴

昭和13年5月18日生まれ
昭和38年4月 検事任官
平成11年6月 大阪高等検察庁検事長
平成13年5月 退官、弁護士登録
平成15年5月 イオンクレジットサービス株式会社監査役
現在に至る。
平成15年6月 三菱化学株式会社監査役
現在に至る。
平成17年10月 株式会社三菱ケミカルホールディングス監査役
現在に至る。
平成18年6月 当社監査役
現在に至る。

※杉原弘泰氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

連結貸借対照表

単位：百万円（単位未満切り捨て）

科 目	第85期 (平成21年3月31日現在)	第84期（ご参考） (平成20年3月31日現在)	比較（ご参考）	科 目	第85期 (平成21年3月31日現在)	第84期（ご参考） (平成20年3月31日現在)	比較（ご参考）
資産の部				負債の部			
流動資産	549,010	574,936	△ 25,926	流動負債	650,429	739,496	△ 89,066
現金及び預金	91,781	81,201	10,579	支払手形及び買掛金	178,708	223,634	△ 44,925
受取手形及び売掛金	271,404	296,225	△ 24,821	短期借入金	335,614	262,025	73,589
有価証券	1	0	0	コマーシャルペーパー	54,000	165,000	△ 111,000
たな卸資産	—	159,085	△ 159,085	未払金	22,740	23,370	△ 630
商品及び製品	85,944	—	85,944	未払費用	40,962	45,100	△ 4,138
仕掛品	16,983	—	16,983	未払法人税等	7,858	9,646	△ 1,788
原材料及び貯蔵品	51,778	—	51,778	その他	10,545	10,719	△ 173
繰延税金資産	10,998	12,294	△ 1,296	固定負債	627,355	531,525	95,829
短期貸付金	7,236	11,166	△ 3,930	社 債	100,000	100,000	—
未収入金	10,972	11,582	△ 609	長期借入金	440,228	324,635	115,592
その他	3,575	4,734	△ 1,159	繰延税金負債	18,848	36,747	△ 17,899
貸倒引当金	△ 1,665	△ 1,354	△ 311	再評価に係る繰延税金負債	11,222	11,441	△ 218
固定資産	1,158,482	1,206,575	△ 48,093	退職給付引当金	47,824	50,726	△ 2,902
（有形固定資産）	（911,946）	（915,341）	（△ 3,394）	役員退職慰労引当金	1,830	1,769	60
建物及び構築物	203,148	204,249	△ 1,101	環境対策引当金	1,749	1,800	△ 50
機械装置及び運搬具	391,464	372,862	18,601	特別修繕引当金	104	111	△ 6
工具、器具及び備品	5,883	7,012	△ 1,129	長期預り金	3,010	3,142	△ 131
土地	230,462	226,617	3,844	その他	2,535	1,150	1,384
林地	16,502	16,649	△ 146	負債合計	1,277,785	1,271,021	6,763
植林立木	36,589	41,761	△ 5,172	純資産の部			
リース資産	1,036	—	1,036	株主資本	435,090	455,756	△ 20,666
建設仮勘定	26,860	46,187	△ 19,327	資 本 金	103,880	103,880	—
（無形固定資産）	（20,672）	（34,785）	（△ 14,113）	資本剰余金	113,031	113,051	△ 19
借地権	1,960	2,410	△ 450	利益剰余金	261,092	281,470	△ 20,377
のれん	9,275	11,391	△ 2,116	自 己 株 式	△ 42,914	△ 42,646	△ 268
その他	9,436	20,983	△ 11,546	評価・換算差額等	△ 18,841	39,217	△ 58,059
（投資その他の資産）	（225,863）	（256,448）	（△ 30,585）	その他有価証券評価差額金	6,597	27,259	△ 20,662
投資有価証券	170,211	212,061	△ 41,850	繰延ヘッジ損益	△ 557	446	△ 1,004
長期貸付金	11,085	13,782	△ 2,696	土地再評価差額金	3,787	3,882	△ 95
長期前払費用	13,104	4,725	8,378	為替換算調整勘定	△ 28,669	7,628	△ 36,297
繰延税金資産	16,817	11,143	5,673	新株予約権	188	115	73
その他	19,040	18,176	863	少数株主持分	13,270	15,401	△ 2,131
貸倒引当金	△ 4,396	△ 3,441	△ 954	純資産合計	429,707	510,490	△ 80,783
資産合計	1,707,492	1,781,512	△ 74,019	負債及び純資産合計	1,707,492	1,781,512	△ 74,019

連結損益計算書

単位:百万円(単位未満切り捨て)

科 目	第85期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	第84期 (ご参考) (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	比較 (ご参考)
売 上 高	1,267,129	1,318,380	△ 51,251
売 上 原 価	1,013,846	1,043,826	△ 29,979
売 上 総 利 益	253,282	274,554	△ 21,271
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	220,437	232,431	△ 11,993
営 業 利 益	32,845	42,122	△ 9,277
営 業 外 収 益	17,781	13,309	4,472
受 取 利 息 及 び 配 当 金	6,017	4,460	1,557
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	5,807	3,949	1,858
雑 収 入 金	5,956	4,899	1,056
営 業 外 費 用	21,875	17,368	4,507
支 払 利 息	11,183	10,531	651
雑 損 失 金	10,692	6,836	3,855
経 常 利 益	28,751	38,064	△ 9,313
特 別 利 益	2,473	1,061	1,412
固 定 資 産 売 却 益	1,183	599	584
投 資 有 価 証 券 売 却 益	705	365	339
事 業 整 理 損 失 引 当 金 戻 入 額	414	—	414
そ の 他	170	96	74
特 別 損 失	33,930	15,864	18,065
事 業 構 造 改 善 費 用	13,945	2,252	11,693
固 定 資 産 除 却 損	5,774	5,087	687
減 損 損 失	5,261	775	4,485
特 別 退 職 金	2,978	4,154	△ 1,175
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	2,599	1,026	1,572
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,475	602	872
た な 卸 資 産 評 価 損	1,147	—	1,147
そ の 他	748	1,965	△ 1,217
税金等調整前当期純利益 (△は損失)	△ 2,705	23,260	△ 25,966
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	10,738	13,273	△ 2,535
法 人 税 等 調 整 額	△ 6,954	△ 1,968	△ 4,986
少 数 株 主 利 益 (△は損失)	△ 164	187	△ 351
当 期 純 利 益 (△は損失)	△ 6,324	11,768	△ 18,093

連結株主資本等変動計算書（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）

単位：百万円（単位未満切り捨て）

株主資本			評価・換算差額等	
資本金			その他有価証券評価差額金	
前期末残高	103,880		前期末残高	27,259
当期末残高	103,880		当期変動額	△ 20,662
資本剰余金			当期末残高	6,597
前期末残高	113,051		繰延ヘッジ損益	
当期変動額			前期末残高	446
自己株式の処分	△ 19		当期変動額	△ 1,004
当期変動額合計	△ 19		当期末残高	△ 557
当期末残高	113,031		土地再評価差額金	
利益剰余金			前期末残高	3,882
前期末残高	281,470		当期変動額	△ 95
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	△ 2,061		当期末残高	3,787
当期変動額			為替換算調整勘定	
剰余金の配当	△ 11,886		前期末残高	7,628
当期純損失（△）	△ 6,324		当期変動額	△ 36,297
連結範囲の変動	△ 650		当期末残高	△ 28,669
持分法の適用範囲の変動	450		評価・換算差額等合計	
土地再評価差額金の取崩	95		前期末残高	39,217
当期変動額合計	△ 18,316		当期変動額	△ 58,059
当期末残高	261,092		当期末残高	△ 18,841
自己株式			新株予約権	
前期末残高	△ 42,646		前期末残高	115
当期変動額			当期変動額	73
自己株式の取得	△ 357		当期末残高	188
自己株式の処分	108		少数株主持分	
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減	△ 19		前期末残高	15,401
当期変動額合計	△ 268		当期変動額	△ 2,131
当期末残高	△ 42,914		当期末残高	13,270
株主資本合計			純資産合計	
前期末残高	455,756		前期末残高	510,490
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	△ 2,061		在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	△ 2,061
当期変動額			当期変動額	
剰余金の配当	△ 11,886		剰余金の配当	△ 11,886
当期純損失（△）	△ 6,324		当期純損失（△）	△ 6,324
自己株式の取得	△ 357		自己株式の取得	△ 357
自己株式の処分	88		自己株式の処分	88
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減	△ 19		持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減	△ 19
連結範囲の変動	△ 650		連結範囲の変動	△ 650
持分法の適用範囲の変動	450		持分法の適用範囲の変動	450
土地再評価差額金の取崩	95		土地再評価差額金の取崩	95
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 60,117		株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 60,117
当期変動額合計	△ 18,604		当期変動額合計	△ 78,721
当期末残高	435,090		当期末残高	429,707

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数……90社（前連結会計年度末 87社）

主要な会社名：王子板紙㈱、王子特殊紙㈱、王子ネピア㈱、王子チヨダコンテナ㈱、王子物流㈱、王子エンジニアリング㈱、王子不動産㈱、王子タック㈱、王子木材緑化㈱

当連結会計年度における連結子会社の異動状況は次のとおりです。

（増加）4社 王子工管北海道㈱、関西パック㈱、Ojitem (Vietnam) Co.Ltd、王子製紙商貿（中国）有限公司

（減少）1社 王子海運㈱

(2) 非連結子会社の数……134社

非連結子会社は、いずれも小規模であり、全体の総資産、売上高、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等が、連結会社合計の総資産、売上高、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等と比べ軽微であり、かつ連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数……15社（前連結会計年度末 14社）

主要な会社名：日伯紙パルプ資源開発㈱、㈱ユボ・コーポレーション、国際紙パルプ商事㈱

当連結会計年度における持分法適用の関連会社の異動状況は次のとおりです。

（増加）1社 オーシャントランス㈱

なお、東北森紙業㈱は、3月31日において株式購入により持分比率が50%を超え、子会社となっていますが、決算日は3月20日であり、連結計算書類の作成にあたっては、持分法適用の関連会社として決算日現在の計算資料を使用しています。

(2) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社の数

非連結子会社……134社

関連会社……65社

上記の非連結子会社及び関連会社は、全体の当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等が、連結会社合計の当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等と比べ軽微であり、かつ連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除いています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、アピカ㈱、Oji Paper USA Inc.、Kanzaki Specialty Papers Inc.、Oji Ilford USA, Inc.、Oji Paper (Thailand) Ltd.、KANZAN Spezialpapiere GmbH、江蘇王子製紙有限公司、ILFORD Imaging Switzerland GmbH、㈱アイボックス、王子製紙ネピア（蘇州）有限公司、蘇州王子包装有限公司、Oji InterTech Inc.、Oji Label (Thailand) Ltd.、B&C International Co.Ltd.、Ojitem (Vietnam) Co.Ltd.、王子製紙商貿（中国）有限公司の決算

日は12月末日、森紙業㈱、森紙販売㈱、京都森紙業㈱、仙台森紙業㈱、鳥果包装資材㈱、北海道森紙業㈱、常陸森紙業㈱、群馬森紙業㈱、新潟森紙業㈱、北陸森紙業㈱、長野森紙業㈱、静岡森紙業㈱、東海森紙業㈱、四国森紙業㈱、九州森紙業㈱、大井製紙㈱の決算日は3月20日であり、連結計算書類の作成にあたっては、各社の決算日現在の計算書類を使用しています。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券……償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの……連結決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

主として総平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、当社富岡工場の機械装置及び一部の連結子会社については定額法）

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当連結会計年度末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌連結会計年度から費用処理しています。

③ 役員退職慰労引当金

当社は、監査役の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく必要額を計上しています。連結子会社については、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく必要額を計上しています。

④ 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、その所要見込額を計上しています。

また、廃棄物処分場の埋め立て終了後の維持管理費用に充てるため、その所要見込額を埋め立て終了までの期間配分により計上しています。

⑤ 特別修繕引当金

石油貯槽の定期修繕費用に充てるため、その所要見込額を次回定期修繕までの期間配分により計上しています。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しています。

なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
先物為替予約	外貨建金銭債権債務
金利スワップ	借入金及び貸付金

③ ヘッジ方針

当社グループのリスク管理方針に基づき、通常業務を遂行する上で発生する為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジすることとしています。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、毎連結会計年度末に、個別取引ごとのヘッジ効果を検証していますが、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債について、元本・利率・期間等の重要な条件が同一の場合は、本検証を省略することとしています。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しています。

6. のれんの償却に関する事項

5年間又は10年間の均等償却を行っていますが、金額が僅少なもののについては、発生年度に全額償却しています。

(会計方針の変更)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更

従来、たな卸資産については主として総平均法による低価法にて算定していましたが、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、当連結会計年度より、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しています。

これにより、営業利益は736百万円減少、経常利益は749百万円減少し、

税金等調整前当期純損失は1,896百万円増加しています。

2. 重要な減価償却資産の減価償却方法の変更

当社富岡工場の機械装置の減価償却方法は、従来、定率法によっていましたが、当連結会計年度より、定額法に変更しています。この変更は、当連結会計年度に富岡工場において稼働した新抄紙機(N-1M/C)と新ボイラの設置により、富岡工場の機械装置全体の操業が耐用年数期間に互り安定的になる見込みであり、また、富岡工場の減価償却費の過半を占めるこれら最新鋭設備は、機能的減価が少なく、設備の維持更新にかかる経費の発生が当面見込まれないことから、費用の期間配分の適正化を図るために行ったものです。

当社富岡工場においては、当社の主力品種である塗工紙の国内競争力の一層の向上と合理化・集約化を目的とした近代化投資を2年前より進めており、当年度において抄紙工程と塗工工程を一体化した最新鋭の大規模オンマシンコーターが稼働開始することで、旧設備から新規設備への入れ替えが完了し、新たな大規模塗工紙生産工場としての再スタートをきることを機に、同工場の機械装置の減価償却方法を定額法に変更することとしました。

これにより、従来の方針によった場合と比べ、当連結会計年度の減価償却費は3,834百万円減少、営業利益及び経常利益は2,958百万円増加し、税金等調整前当期純損失は2,958百万円減少しています。

(追加情報)

当社及び国内連結子会社の機械装置及び構築物の耐用年数の見積りについて、平成20年度の法人税法の改正を契機として見直しを行い、当連結会計年度より変更を実施しました。

これにより、従来の方針によった場合と比べ、当連結会計年度の減価償却費は3,431百万円増加、営業利益は3,041百万円減少、経常利益は3,040百万円減少し、税金等調整前当期純損失は3,040百万円増加しています。

3. 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用

当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っています。

これにより、当連結会計年度の営業利益は47百万円減少、経常利益は1,185百万円減少し、税金等調整前当期純損失は1,185百万円増加しています。

4. リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しています。

これによる当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純損失への影響額はありません。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,974,861百万円 (減損損失累計額を含む)
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
受取手形及び売掛金	2,505百万円
建物及び構築物	15,070百万円
機械装置及び運搬具	8,539百万円
土地	14,387百万円
植林立木	11,270百万円
投資有価証券	3,622百万円
長期貸付金（1年内回収予定額を含む）	4,404百万円
その他	2,739百万円
計	62,538百万円
(2) 担保に係る債務	
短期借入金	9,366百万円
長期借入金	11,539百万円
支払手形及び買掛金	199百万円
計	21,105百万円
3. 保証債務	
日伯紙パルプ資源開発株	14,857百万円
Alpac Forest Products Inc.	3,105百万円
その他	8,735百万円
計	26,698百万円
4. 受取手形割引高	40百万円
受取手形裏書譲渡高	11百万円
5. 土地の再評価	
「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、一部の連結子会社において事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しています。	
・再評価の方法……土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第4号に定める地価税の課税価格の基礎となる土地の価額に基づいて算出	
・再評価を行った年月日……平成14年3月31日	
・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額……885百万円	

連結損益計算書に関する注記

事業構造改善費用は、当連結会計年度において、当社富士工場および銅路工場の抄紙設備の停止を決定したことに伴う当該資産の減損処理額その他です。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び数	
普通株式	1,064,381,817株
2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び数	
普通株式	75,757,072株

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の剰余金配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年5月16日 取締役会	普通 株式	6,019	6.0	平成20年3月31日	平成20年6月5日
平成20年10月31日 取締役会	普通 株式	6,017	6.0	平成20年9月30日	平成20年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年5月14日 取締役会	普通 株式	4,010	利益 剰余金	4.0	平成21年3月31日	平成21年6月4日

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数	
普通株式	472,000株

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	421円04銭
2. 1株当たり当期純損失 (期中平均株式数により算出しています。)	6円40銭

貸借対照表

単位：百万円（単位未満切り捨て）

科 目	第85期 (平成21年3月31日現在)	第84期（ご参考） (平成20年3月31日現在)	比較（ご参考）	科 目	第85期 (平成21年3月31日現在)	第84期（ご参考） (平成20年3月31日現在)	比較（ご参考）
資産の部				負債の部			
流動資産	472,362	440,584	31,778	流動負債	487,217	546,614	△ 59,397
現金及び預金	46,504	6,623	39,881	支払手形	226	326	△ 99
受取手形	811	1,298	△ 486	買掛金	77,643	103,968	△ 26,325
売掛金	98,507	99,121	△ 614	短期借入金	322,221	240,546	81,675
有価証券	1	0	0	コマーシャルペーパー	54,000	165,000	△ 111,000
商品及び製品	33,240	37,016	△ 3,776	未払金	10,907	14,626	△ 3,718
販売用不動産	14	14	—	未払費用	18,270	19,762	△ 1,491
原材料	23,175	21,123	2,052	未払法人税等	349	355	△ 6
仕掛品	8,061	7,992	69	債務保証損失引当金	998	—	998
貯蔵品	3,766	2,838	928	その他の	2,598	2,028	570
繰延税金資産	3,969	4,335	△ 365	固定負債	555,145	458,197	96,947
短期貸付金	244,123	244,237	△ 114	社債	100,000	100,000	—
未収入金	19,305	23,591	△ 4,286	長期借入金	431,446	315,446	116,000
その他の	1,314	1,140	173	長期未払金	620	690	△ 70
貸倒引当金	△ 10,434	△ 8,751	△ 1,683	リース債務	23	—	23
固定資産	917,024	955,059	△ 38,035	繰延税金負債	—	16,067	△ 16,067
(有形固定資産)	(479,204)	(476,916)	(2,287)	退職給付引当金	21,866	24,732	△ 2,865
建物	83,033	78,787	4,246	役員退職慰労引当金	67	44	22
構築物	24,652	25,826	△ 1,174	環境対策引当金	963	965	△ 1
機械及び装置	240,447	208,085	32,361	特別修繕引当金	69	62	7
車輛運搬具	237	99	137	長期預り	87	189	△ 101
工具、器具及び備品	2,770	3,368	△ 597	負債合計	1,042,362	1,004,812	37,549
土地	87,191	83,480	3,710	純資産の部			
林地	15,612	15,612	△ 0	株主資本	339,067	363,973	△ 24,906
植立木	23,340	23,367	△ 27	(資本金)	(103,880)	(103,880)	(—)
リース資産	26	—	26	(資本剰余金)	(110,178)	(110,202)	(△ 23)
建設仮勘定	1,893	38,288	△ 36,394	資本準備金	108,640	108,640	—
(無形固定資産)	(4,193)	(3,823)	(369)	その他資本剰余金	1,538	1,561	△ 23
ソフトウェア	3,875	3,483	391	(利益剰余金)	(160,508)	(185,145)	(△ 24,637)
その他の	317	339	△ 22	利益準備金	24,646	24,646	—
(投資その他の資産)	(433,627)	(474,320)	(△ 40,693)	原木単価調整準備金	2,800	2,800	—
投資有価証券	75,278	110,044	△ 34,765	従業員退職手当積立金	411	411	—
関係会社株式	255,536	255,149	387	固定資産圧縮積立金	21,293	20,439	853
出資	174	174	—	特別償却準備金	2,130	2,384	△ 254
関係会社出資金	72,246	79,379	△ 7,133	海外投資等損失準備金	732	697	35
長期前払費用	11,005	15,477	△ 4,471	別途積立金	125,518	125,518	—
前払年金費用	2,668	2,137	530	繰越利益剰余金	△ 17,023	8,247	△ 25,271
繰延税金資産	4,533	—	4,533	(自己株式)	(△ 35,500)	(△ 35,254)	(△ 245)
その他の	3,926	4,437	△ 511	評価・換算差額等	7,768	26,742	△ 18,973
貸倒引当金	△ 3,339	△ 2,357	△ 982	その他の有価証券評価差額金	7,768	26,634	△ 18,866
資産合計	1,389,387	1,395,644	△ 6,256	繰延ヘッジ損益	—	107	△ 107
				新株予約権	188	115	73
				純資産合計	347,024	390,831	△ 43,806
				負債及び純資産合計	1,389,387	1,395,644	△ 6,256

損益計算書

単位：百万円（単位未満切り捨て）

科 目	第85期 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)	第84期（ご参考） (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	比較（ご参考）
売 上 高	569,581	592,577	△ 22,996
売 上 原 価	469,104	481,634	△ 12,529
売 上 総 利 益	100,477	110,943	△ 10,466
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	100,190	106,927	△ 6,736
営 業 利 益	286	4,016	△ 3,729
営 業 外 収 益	25,396	27,452	△ 2,055
受 取 利 息 及 び 配 当 金	17,146	20,034	△ 2,888
雑 収 入 金	8,250	7,418	832
営 業 外 費 用	14,316	14,215	101
支 払 利 息	10,342	9,257	1,084
雑 損 失 金	3,974	4,957	△ 983
経 常 利 益	11,366	17,254	△ 5,887
特 別 利 益	2,106	507	1,598
固 定 資 産 売 却 益	1,360	335	1,025
投 資 有 価 証 券 売 却 益	610	44	565
そ の 他	135	128	7
特 別 損 失	33,135	11,442	21,692
事 業 構 造 改 善 費 用	11,352	136	11,216
関 係 会 社 株 式 評 価 損	8,656	—	8,656
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	4,023	3,824	199
固 定 資 産 除 却 損	2,994	2,353	640
特 別 退 職 金	2,681	3,486	△ 804
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,155	373	781
そ の 他	2,271	1,267	1,004
税 引 前 当 期 純 利 益（△は損失）	△ 19,662	6,319	△ 25,982
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	107	148	△ 40
法 人 税 等 調 整 額	△ 7,170	△ 1,426	△ 5,744
当 期 純 利 益（△は損失）	△ 12,600	7,597	△ 20,197

株主資本等変動計算書 (平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

単位：百万円 (単位未満切り捨て)

株主資本	
資本金	
前期末残高	103,880
当期変動額	103,880
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	108,640
当期変動額	108,640
その他資本剰余金	
前期末残高	1,561
当期変動額	
自己株式の処分	△ 23
当期変動額合計	△ 23
当期末残高	1,538
資本剰余金合計	
前期末残高	110,202
当期変動額	
自己株式の処分	△ 23
当期変動額合計	△ 23
当期末残高	110,178
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	24,646
当期末残高	24,646
その他利益剰余金	
原木単価調整準備金	
前期末残高	2,800
当期末残高	2,800
従業員退職手当積立金	
前期末残高	411
当期末残高	411
固定資産圧縮積立金	
前期末残高	20,439
当期変動額	
固定資産圧縮積立金の積立	1,790
固定資産圧縮積立金の取崩	△ 936
当期変動額合計	853
当期末残高	21,293
特別償却準備金	
前期末残高	2,384
当期変動額	
特別償却準備金の積立	247
特別償却準備金の取崩	△ 502
当期変動額合計	△ 254
当期末残高	2,130
海外投資等損失準備金	
前期末残高	697
当期変動額	
海外投資等損失準備金の積立	171
海外投資等損失準備金の取崩	△ 136
当期変動額合計	35
当期末残高	732
別途積立金	
前期末残高	125,518
当期末残高	125,518
繰越利益剰余金	
前期末残高	8,247
当期変動額	
固定資産圧縮積立金の積立	△ 1,790
固定資産圧縮積立金の取崩	936
特別償却準備金の積立	△ 247
特別償却準備金の取崩	502
海外投資等損失準備金の積立	△ 171
海外投資等損失準備金の取崩	136
剰余金の配当	△ 12,037
当期純損失 (△)	△ 12,600
当期変動額合計	△ 25,271
当期末残高	△ 17,023

その他利益剰余金合計	
前期末残高	160,499
当期変動額	
剰余金の配当	△ 12,037
当期純損失 (△)	△ 12,600
当期変動額合計	△ 24,637
当期末残高	135,862
利益剰余金合計	
前期末残高	185,145
当期変動額	
剰余金の配当	△ 12,037
当期純損失 (△)	△ 12,600
当期変動額合計	△ 24,637
当期末残高	160,508
自己株式	
前期末残高	△ 35,254
当期変動額	
自己株式の取得	△ 357
自己株式の処分	112
当期変動額合計	△ 245
当期末残高	△ 35,500
株主資本合計	
前期末残高	363,973
当期変動額	
剰余金の配当	△ 12,037
当期純損失 (△)	△ 12,600
自己株式の取得	△ 357
自己株式の処分	88
当期変動額合計	△ 24,906
当期末残高	339,067
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	26,634
当期変動額	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額	△ 18,866
当期変動額合計	△ 18,866
当期末残高	7,768
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	107
当期変動額	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額	△ 107
当期変動額合計	△ 107
当期末残高	—
評価・換算差額等合計	
前期末残高	26,742
当期変動額	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額	△ 18,973
当期変動額合計	△ 18,973
当期末残高	7,768
新株予約権	
前期末残高	115
当期変動額	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額	73
当期変動額合計	73
当期末残高	188
純資産合計	
前期末残高	390,831
当期変動額	
剰余金の配当	△ 12,037
当期純損失 (△)	△ 12,600
自己株式の取得	△ 357
自己株式の処分	88
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額	△ 18,906
当期変動額合計	△ 43,806
当期末残高	347,024

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的債券……………償却原価法
関係会社株式……………移動平均法による原価法
その他有価証券
時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの……………移動平均法による原価法
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法
デリバティブ……………時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
……………主として総平均法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
4. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産……………定率法
（リース資産を除く）ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、および富岡工場の機械装置については定額法を採用しています。
無形固定資産……………定額法
リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。なお、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産はありません。
5. 引当金の計上基準
貸倒引当金……………当事業年度末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
債務保証損失引当金……………債務保証に係る損失に備えるため、被保証会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しています。
退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業

年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌期から費用処理しています。

役員退職慰労引当金……………監査役退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく必要額を計上しています。

環境対策引当金……………「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、その所要見込額を計上しています。

また、廃棄物処分場の埋め立て終了後の維持管理費用に充てるため、その所要見込額を埋め立て終了までの期間配分により計上しています。

特別修繕引当金……………石油貯槽の定期修繕費用に充てるため、その所要見込額を次回定期修繕までの期間配分により計上しています。

6. ヘッジ会計の方法……………特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっています。

7. 消費税等の会計処理……………税抜方式によっています。

会計方針の変更

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更
従来、たな卸資産については主として総平均法による低価法にて算定していましたが、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、当事業年度より、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しています。これにより、従来の方法によった場合と比べ、当事業年度の営業利益及び経常利益はそれぞれ518百万円減少し、税引前当期純損失は844百万円増加しています。
2. 重要な減価償却資産の減価償却方法の変更
当社富岡工場の機械装置の減価償却方法は、従来、定率法によってきましたが、当事業年度より、定額法に変更しています。この変更は、当事業年度に富岡工場において稼働した新抄紙機（N-1M/C）と新ボイラの設置により、富岡工場の機械装置全体の操業が耐用年数期間に互り安定的になる見込みであり、また、富岡工場の減

償却費の過半を占めるこれら最新鋭設備は、機能的減価が少なく、設備の維持更新にかかる経費の発生が当面見込まれないことから、費用の期間配分の適正化を図るために行ったものです。

当社富岡工場においては、当社の主力品種である塗工紙の国内競争力の一層の向上と合理化・集約化を目的とした近代化投資を2年前より進めており、当事業年度において抄紙工程と塗工工程を一体化した最新鋭の大規模オンマシシコーターが稼働開始することで、旧設備から新規設備への入れ替えが完了し、新たな大規模塗工紙生産工場としての再スタートをきることを機に、同工場の機械装置の減価償却方法を定額法に変更することとしました。

これにより、従来の方によった場合と比べ、当事業年度の減価償却費は3,834百万円減少し、営業利益及び経常利益はそれぞれ2,958百万円増加し、税引前当期純損失は2,958百万円減少しています。

(追加情報)

機械装置及び構築物の耐用年数の見積りについて、平成20年度の法人税法の改正を契機として見直しを行い、当事業年度より変更を実施しました。

これにより、従来の方によった場合と比べ、当事業年度の減価償却費は2,528百万円増加し、営業利益は2,204百万円、経常利益は2,201百万円それぞれ減少し、税引前当期純損失は2,201百万円増加しています。

3. リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しています。

これによる当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純損失への影響額はありません。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

有形固定資産	461百万円
関係会社株式	2,853百万円
長期貸付金(1年内回収予定額を含む)	4,231百万円
計	7,547百万円

(2) 担保に係る債務

長期借入金(1年内返済予定額を含む)	5,787百万円
--------------------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額	1,237,004百万円 (減損損失累計額を含む)
3. 関係会社に対する債権債務	
関係会社に対する短期金銭債権	311,555百万円
関係会社に対する長期金銭債権	11,807百万円
関係会社に対する短期金銭債務	57,651百万円
関係会社に対する長期金銭債務	74百万円
4. 保証債務等	
日伯紙パルプ資源開発	14,775百万円
ILFORD Imaging Switzerland GmbH	3,965百万円
Alpac Forest Products Inc.	3,105百万円
その他	13,338百万円
計	35,183百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

関係会社に対する売上高	226,976百万円
関係会社からの仕入高	216,615百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	21,181百万円
うち関係会社からの受取配当金収入	10,625百万円
うち関係会社からの経営指導料収入	4,320百万円
その他	6,236百万円

2. 事業構造改善費用は、当事業年度において、当社富士工場および鋼路工場の抄紙設備の停止を決定したことに伴う当該資産の減損処理額その他です。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数

普通株式	61,665,498株
------	-------------

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(1) 繰延税金資産

繰越欠損金	13,546百万円
株式評価減	9,820百万円
退職給付引当金	7,552百万円
貸倒引当金	5,577百万円
未払賞与	1,774百万円
その他	8,085百万円
繰延税金資産小計	46,358百万円
評価性引当額	△15,992百万円
繰延税金資産合計	30,365百万円

(2) 繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△14,610百万円
その他有価証券評価差額金	△ 5,287百万円
特別償却準備金	△ 1,461百万円
海外投資等損失準備金	△ 502百万円
繰延税金負債合計	<u>△21,862百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>8,503百万円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
税引前当期純損失であるため、記載を省略しています。

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、製造設備、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等	事業上の関係				
連子会社	王子板紙(株)	直接：100%	当社役員が兼任 3人	段ボール原紙・板紙 の製造・販売	資金貸付 (貸付減)	1,801	短期貸付金	71,086
連子会社	王子特殊紙(株)	直接：100%	当社役員が兼任 2人	紙・パルプ製品の 製造・販売	資金貸付 (貸付減)	1,034	短期貸付金	39,339
連子会社	王子不動産(株)	直接：100%	当社役員が兼任 1人	当社の保有する 資産の活用	資金貸付 (貸付増)	3,736	短期貸付金	31,090
					土地の売却 売却代金 売却益	171 155	-	-
連子会社	王子ネピア(株)	直接：100%	当社役員が兼任 1人	衛生用紙の 製造・販売	資金貸付 (貸付減)	998	短期貸付金	17,376
関連会社	国際紙 パルプ商事(株)	直接：19.0% 間接：1.6%	なし	当社製品の 主要代理店	紙製品の販売	128,088	売掛金	8,413
関連会社	日伯紙パルプ 資源開発(株)	直接：39.5% 間接：0.3%	当社役員が兼任 1人	当社に輸入 パルプを販売	債務保証	-	債務保証	14,775

注1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税及び地方消費税を含まず、期末残高には消費税及び地方消費税が含まれています。

注2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 資金の貸付については、市場金利を勘案して貸付利率を合理的に決定しています。
なお、無担保での運用です。
- ② 土地の売却については、近隣の取引実勢に基づいて決定しています。
- ③ 紙製品の販売については、市場価格を勘案して一般取引と同様に決定しています。
- ④ 債務保証については、金融機関よりの借入金等に対して当社が保証を行っています。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	345円90銭
2. 1株当たり当期純損失	12円56銭

独立監査人の監査報告書

平成21年5月7日

王子製紙株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長井秀雄	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中清吾	㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	定留尚之	㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、王子製紙株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、王子製紙株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結注記表の会計方針の変更に記載されているとおり、会社は富岡工場の機械装置の減価償却方法を変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成21年 5月 7日

王子製紙株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 長 井 秀 雄 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 田 中 清 吾 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 定 留 尚 之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、王子製紙株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

個別注記表の会計方針の変更に記載されているとおり、会社は富岡工場の機械装置の減価償却方法を変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針および第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成21年5月13日

王子製紙株式会社 監査役会

常任監査役（常勤）	花 田 心 弘	㊟
監 査 役（常勤）	山 中 一	㊟
監 査 役	杉 原 弘 泰	㊟
監 査 役	上 野 健 二 郎	㊟

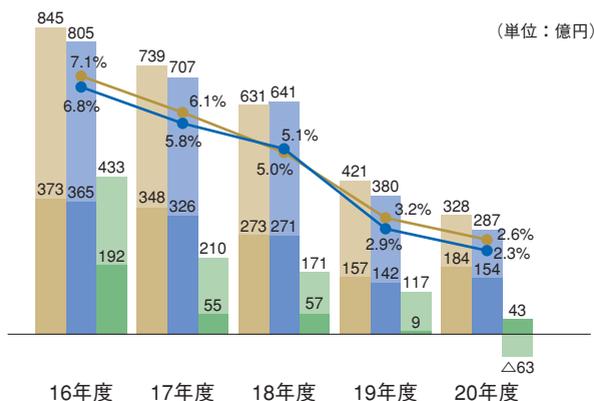
(注) 監査役 杉原 弘泰、上野 健二郎、は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

(ご参考)

経営指標の推移 (連結)

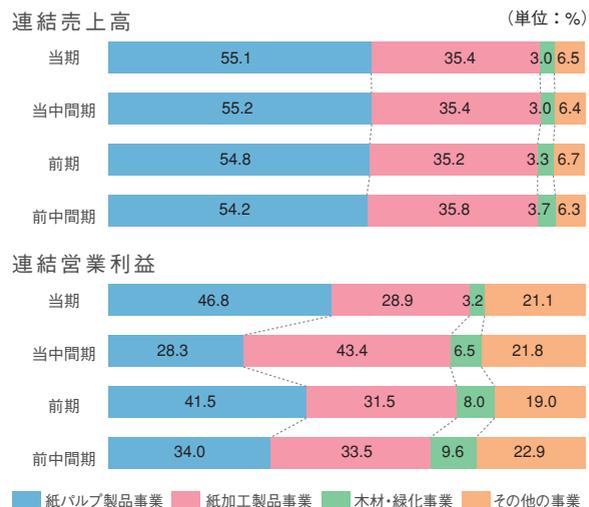
営業利益・経常利益・当期純利益・売上高営業利益率・売上高経常利益率



■ 営業利益 (年度) ■ 経常利益 (年度) ■ 当期純利益 (年度)
■ 営業利益 (中間) ■ 経常利益 (中間) ■ 当期純利益 (中間)

● 売上高営業利益率 ● 売上高経常利益率
(注) 売上高営業利益率=営業利益÷売上高×100
売上高経常利益率=経常利益÷売上高×100

事業部門別構成比の推移



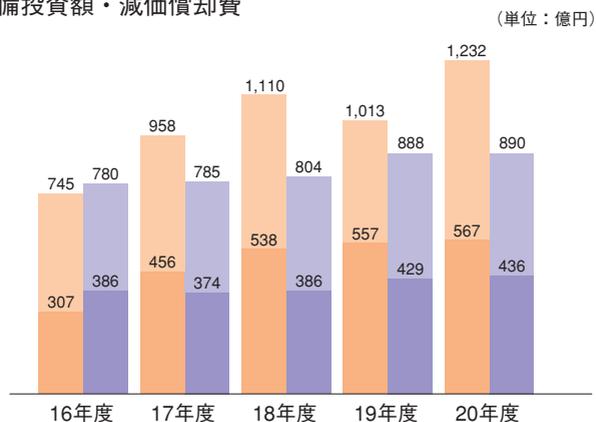
総資産・自己資本・有利子負債・自己資本比率・D/Eレシオ



■ 総資産 ■ 自己資本 ■ 有利子負債 ● 自己資本比率 ● D/Eレシオ

(注) 自己資本=純資産合計-新株予約権-少数株主持分
有利子負債=長短借入金+コール・ファンデーション・社債
11年内返済・償還予定の長期借入金・社債+受取手形割引高
自己資本比率=自己資本÷総資産×100
D/Eレシオ=有利子負債÷自己資本

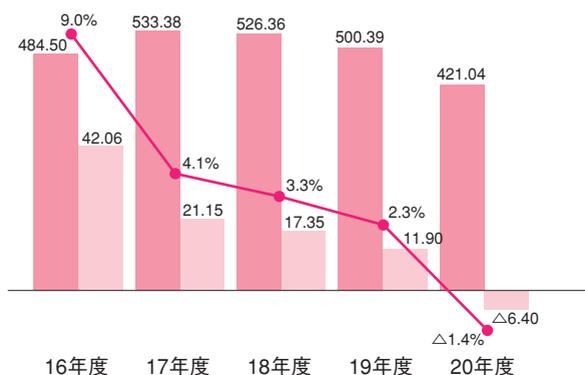
設備投資額・減価償却費



■ 設備投資額 (年度) ■ 減価償却費 (年度)
■ 設備投資額 (中間) ■ 減価償却費 (中間)

1株当たり純資産額・1株当たり当期純利益・ROE

(単位：円)

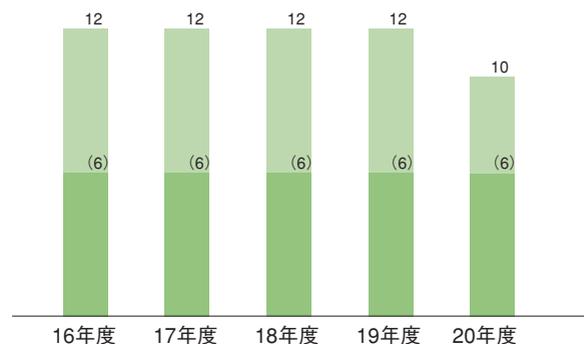


■ 1株当たり純資産額 ■ 1株当たり当期純利益 ● ROE

(注) 自己資本利益率(ROE)＝純利益÷(前期末、当期末の自己資本の平均)×100
自己資本＝純資産の部合計－新株予約権－少数株主持分

1株当たり配当金推移

(単位：円)



■ 年間配当金 ■ (うち中間配当金)

連結キャッシュ・フロー計算書 (要約)

(単位：百万円)

	当期 自 20年4月 1日 至 21年3月31日	前期 自 19年4月 1日 至 20年3月31日	比較
営業活動によるキャッシュ・フロー	73,870	138,886	△ 65,016
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 108,990	△ 124,708	15,717
財務活動によるキャッシュ・フロー	66,076	17,134	48,942
現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 11,214	△ 51	△ 11,163
現金及び現金同等物の増加額	19,741	31,261	△ 11,520
現金及び現金同等物期首残高	71,348	38,550	32,797
合併に伴う現金及び現金同等物増加額	0	370	△ 370
新規連結に伴う現金及び現金同等物増加額	487	1,166	△ 679
連結除外に伴う現金及び現金同等物減少額	△ 633	△ 1	△ 631
現金及び現金同等物の期末残高	90,943	71,348	19,595

株主メモ

■ 事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
■ 定時株主総会	毎年6月
■ 基準日	定時株主総会の議決権 毎年3月31日 期末配当 毎年3月31日 中間配当 毎年9月30日
■ 公告方法	電子公告 電子公告の当社ホームページアドレス http://www.ojipaper.co.jp ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内において発行する日本経済新聞に掲載して公告します。
■ 単元株式数	1,000株
■ 株主名簿管理人 および特別口座の 口座管理機関	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 中央三井信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	電話 0120-78-2031 (フリーダイヤル) 取次事務は中央三井信託銀行株式会社の全国各支店ならびに日本証券代行株式会社の本店および全国各支店で行っております。

住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である中央三井信託銀行株式会社にお申出ください。

未払配当金の支払いについて

株主名簿管理人である中央三井信託銀行株式会社にお申出ください。

配当金のお支払いについて

第85期の期末配当金（1株につき4円）につきましては、同封の「配当金領収証」により、払渡しの期間（平成21年6月4日から平成21年7月31日まで）内に、ゆうちょ銀行全国本支店および出張所ならびに郵便局でお受け取りください。

また、配当金の口座振込をご指定の方には「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたので、ご確認ください。

上場株式配当等の支払いに関する通知書について

租税特別措置法の平成20年改正（平成20年4月30日法律第23号）により、平成21年1月以降にお支払いする配当金について株主様宛に配当金額や源泉徴収税額等を記載した「支払通知書」を送付することが義務づけられました。

配当金領収証にてお受取りの株主様は年末または翌年初に「支払通知書」をご送付いたしますのでご確認ください。口座振込を指定されている株主様は配当金支払いの際にご送付しております「配当金計算書」が「支払通知書」となります。なお、両書類は確定申告を行う際その添付資料としてご使用いただくことができます。

株主様のご住所・お名前を使用する文字に関してのご案内

株券電子化実施に伴い、株主様のご住所・お名前の文字に、株式会社証券保管振替機構（ほふり）が振替制度で指定していない漢字等が含まれている場合は、その全部または一部をほふりが指定した文字またはカタカナに変換して、株主名簿にご登録いたしております。このため、株主様にご送付する通知物の宛先が、ほふりが指定した文字に置き換えられる場合がありますのでご了承ください。なお、株主様のご住所・お名前として登録されている文字については、お取引の証券会社等（特別口座の場合は特別口座の口座管理機関である中央三井信託銀行株式会社）にお問い合わせください。

表紙の写真について

当社社有林

1	3	5
2	4	6

1. 坪谷（宮崎県）
2. スギ 上稲子（静岡県）
3. 美瑛（北海道）
4. ヨウシュヤマゴボウ 市房（宮崎県）
5. 猿払（北海道）
6. エゾノリュウキンカ 南富良野（北海道）